

大気汚染に関する簡略化アセスの違法性

簡略化アセス⇒大気汚染に関する現地調査の省略
= 既設の測量所や文献調査のみ

- 簡略化の要件を大気汚染についても満たしていない。
- 測量所で環境基準を超える地点があるから、
その測量所について個別に現地調査する必要がある。
- 高い値になりそうな地点を現地調査する必要がある。
- 学校や病院を現地調査する必要がある。
- 1時間値しか予測していない。日や年について予測していない。
- 予測地点を限定している。

【合理化の条件】

- 大気汚染物質の排出濃度、排出量^{*1}（1時間値、年間値）が従来と同等、あるいは減少すること。
- 設定した気象条件^{*2}に基づいて発電所アセスの手引に示されている予測式を用いて計算した1時間値の着地濃度が、リプレース前と同等、あるいは減少すること。
- リプレース後の煙突が、建物ダウンウォッシュが発生するおそれがない高さ^{*3}を有していること^{*4}。
- リプレース後の「施設の稼働（排ガス）」に係る設備（煙突等）等が、リプレース前の発電所に係る対象事業実施区域（当該発電所において環境影響評価が実施されていない場合は、当該発電所の敷地。2.3において同じ。）から300メートル以上離れた区域に移動しないこと。
- 「施設の稼働（排ガス）」に係る設備等が移動する場合に、近隣の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設における1時間値の着地濃度が、リプレース前と同等、あるいは減少すること。